

第28回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年2月12日（木）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数11名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、井上、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、橋本、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 浦西、小野寺、田巻

前回（第27回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・事務局から条文のたたき台が示され、それを基に話し合いを行った。
- ・この会議で議論した部分（前回までの提示）については、それを優先して考えていくことにした。
- ・議論した内容としては、目的では最後の部分を「より良い地域社会」とすること、用語の定義では、「市民」はたたき台のとおり、「市長等」「まちづくり」「市政」に関しても概ねたたき台のとおりとすることを確認した。
- ・第1章の第2条、定義の部分までの検討を終えた。
- ・「共働」の解説文に書く内容と想定問答（FAQ）を作成するにあたっては、専門部会を設置して検討することに決定した。本日、部会を開催したので、会議の最後に報告する。

委員配布資料について

〔中山座長〕

- ・逢坂委員と笠原委員から資料の提出があったので、それぞれ説明してもらう。

〔逢坂副座長〕

- ・自分自身「市民」という項目について考えている中、多摩市長の講演録（本）に出会い、それを土台に自分なりに調べ作成した資料を配布した。
- ・条文的なことも書いてあるが、私案というものではない。

〔中山座長〕

- ・今後検討を進めていく中で、参考になればということだと思う。

〔笠原委員〕

- ・ひとつは、事務局作成のたたき台を検討し易いように加工したもの。
- ・もうひとつは、札幌市の来年度の予算概要。その5Pには、自治基本条例や市民まちづくり活動促進条例に基づき予算編成をするということが、その下には、具体的内容が書かれている。
- ・なぜ、これを提示したのかというと、第3条（条例の位置付け）において、この条例自体が予算編成方針を決めるほど重要なものであること、札幌市長の場合はホームページに載せているということが理解してもらえれば良いと思った。
- ・公表された北見市総合計画の中に（仮称）まちづくり条例を制定することが位置付けられているが、それは逆で、条例に基づいて総合計画が策定されるという関係性が本来の姿だと思っている。

〔中山座長〕

- ・条例の位置付けに関する資料だと思う。今後の運営に関わる部分では、この条例が基本となっていくべきとの提案だったと思う。
- ・今日は「条例の位置付け」から検討していくので、参考資料として活用してもらいたい。

条文の検討

〔中山座長〕

- ・検討に入る前に再度確認する。前回の会議において、たたき台の内容がそれまで検討してきた内容（前回までの提示）と変わっていることについて議論となったが、基本的な検討方法としては、前回までの提示がある条文は、そちらを基に検討していくこととしたので、今回もそのように進めていく。
- ・今日は、第3条の条例の位置付けから見ていく。

第3条（条例の位置付け）

〔笠原委員〕

- ・前回までの提示の第2項（2行目）にある「～解釈及び運用」の「運用」がたたき台では抜けているが、この言葉は必要だと思う。そのことから前回までの提示の方が良い。

〔中山座長〕

- ・今回提出された資料（札幌市の予算概要）が良い例だと思う。
- ・ということで、「運用」言葉が入っている前回までの提示をそのまま使うことで良いか。
- ・たたき台では短い文章になっているが、前回までの提示内容で制定上問題があるのか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・法令的な問題ということはないが、全体的に短くした形を考えているので、重複していると思われる言葉を省いて作成している。
- ・例えば「本市の自治に関する基本的な事項を定める」とあるが、第1条にも同じような文言があり重複するのではということで、一旦省いた形にした。

- ・第2項で「運用」の話があったが、前回までの提示では考えられるもの全部を掲げているが、その中から幾つかを抽出して、短く読み易くしてはどうかという意図。

〔中山座長〕

- ・「自治に関する基本的な事項」が前にあるのなら、除いた方が良いのでは。

〔笠原委員〕

- ・目的にあるのは「自治の基本理念と原則」だが、ここでは「基本的事項」ということで事柄についてであり範疇が違うので、明記しておいた方が良い。
- ・運用の部分では、条例ができた段階で予算に反映させたり、諸計画を立てる際にも市民主体で行政運営をさせたりというところまで行けるかなということ。

〔中山座長〕

- ・位置付けについては、前回までの提示の内容で良いか。

〔水口委員〕

- ・笠原委員も指摘していたが、最高規範であることを謳いながらも、先に総合計画ができてしまっている。総合計画の位置付けが曖昧となっているが、どう整合性をとるのが確認しておく必要がある。
- ・この条例ができたとき、既にある総合計画の内容とどんな関わりを持つのか分からない。

〔笠原委員〕

- ・総合計画については第18条に出てくるが、ここには、多治見市のように市長が替われば見直せばよいというような条項を入れてはどうかと個人的には思っている。
- ・総合計画に関するパブリックコメントで「市長が替わったのだから、総合計画も見直すべき」という意見を出した。
- ・この条例の位置付けを最優先にしてもらわなければおかしい。

〔水口委員〕

- ・この条例が最高規範であるという位置付けが、しっかりと確認できるなら問題はない。

〔中山座長〕

- ・位置付けとしては、ここに書いてあるように最高規範であることは間違いない。

〔笠原委員〕

- ・具体的に言うと、総合計画の一項目の中に（仮称）まちづくり条例が位置付けられていることに違和感を持った。あれは違うのではないか。

〔中山座長〕

- ・そのことについては、ここで議論できない。当会議から答申として提出するのは「この条例は最高規範であり、これと整合性を図ってそれぞれの計画を策定してください」ということだけだと思う。
- ・その辺のことは、第5章「市長等」で話していきたい。

〔井上委員〕

- ・先ほど、第1条（目的）と第3条（条例の位置付け）に書かれている「基本的事項」は違うと言っていたが、何が違うのか。もう一度説明して欲しい。

〔笠原委員〕

- ・同じ意味である。重複してはまずいのだろうか。

〔中山座長〕

- ・一通り終えてから全体を見て、他と比べて長いなど感じれば削っていく。

〔杉本委員〕

- ・条例の位置付けに関して、今ある条例に関する見直し規定がない。
- ・制定や改廃など条例に動きがあった場合、整合性を図るスタンスになっているが、見直すことも入れるべきだと思う。何かの変化があるときは見直すだろうが、何も変化がない条例もたくさんあると思う。
- ・今ある条例の整合性をとるという意味合いを入れて欲しい。

〔事務局～企画課長〕

- ・たたき台の第43条（条例の趣旨に関する事務等の検証）で、この条例に照らし合わせて検証していくことを定めようとしているが、これとは違う意味合いなのか。

〔杉本委員〕

- ・ここ（第43条）でいう「条例の趣旨に沿っているか」というのは、他の条例等も全て含めて検証するという解釈になるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・基本条例なので、ここに定めていることが市政運営上きちんと活かされているかを検証することを規定している。この規定でよいかどうかはこの後で議論してもらおう。

第4条（基本理念）

〔中山座長〕

- ・次に第4条、団体自治と住民自治にも関わる基本理念を見ていく。
- ・今後は住民自治が重要になるという考えから、前回までの提示の内容になっているが、再度検討していきたい。

〔杉本委員〕

- ・憲法上でも住民自治は謳われているらしいが、非常に不明確なので、北見市としての住民自治に関する方針をこの条例の中できちんと謳っておきたい。
- ・憲法上のものを網羅できているかといえば、少し弱い気がしている。住民自治のことを基盤に謳わないと、その先の条例の検証の仕方なども弱くなるという不安がある。

〔中山座長〕

- ・キーワードが足りないのではなく、書き方の問題なのか。

〔杉本委員〕

- ・それもそうだが、「住民自治」という言葉自体をきちんと謳ってほしい。主体であるとは書かれているが、このままでは住民自治という制度があることを認識できないと思う。
- ・自治の基本原則に住民自治の定義がない条例が多い。

〔中山座長〕

- ・理念の中では定義のような書き方をするのは難しいが。
- ・杉本委員としては、住民自治を出したいということか。

〔杉本委員〕

- ・住民自治と団体自治は明確に区別して認識できるようにしておきたい。

〔水口委員〕

- ・そういう点では、前回までの提示の条文内容に表れていると思う。
- ・前回、「安心安全」という言葉を使うべきとの発言をしたが、それは第2項の「自立して暮らせる社会を～」という部分だと思う。平塚市では「市民が幸せに暮らすまち」と表現している。
- ・自立という言葉自体難しい表現だが、この前回までの提示の内容で良いのかと思う。

〔井上委員〕

- ・この条例は一般市民が読むことになるが、住民自治と団体自治という定義をすることが市民に対して必要なのだろうか。
- ・こうした仕事に携わり、地方自治には住民自治と団体自治が必要不可欠であるといったことが分かっている人が読むと安心するのかもしれないが、自分のような一般市民が読むときは、分かり易さが必要だと思う。
- ・住民自治を表すなら、住民の意志に基づいて自立的に行うということであり、団体自治ならば、そのことを自立的に行うといった意図が分かり易い言葉で表現されれば定義までは必要ないのではないか。

〔水口委員〕

- ・平塚市が使っている「幸せなまちづくり、市民が幸せに暮らすまち」という表現が良いかと思う。安心安全に代わる言葉として使うとか。
- ・井上委員が言うように、我々は会議を通じて理解しているが、市民には難しいのかも。

〔井上委員〕

- ・第4条第2項の意味は分かるが、主語が「まちづくり」で述語が「共に取り組むもの」となっており、主述の関係がしっくり来ない。もう少し簡潔に、すんなりと入ってくる文章にする必要があるのではないか。

〔高橋委員〕

- ・以前の検討で、住民自治と団体自治を明確にする意味で、第2項と第3項に分けたはず。

〔中山座長〕

- ・第2項が住民自治を示すなら、まちづくり自体は住民自治が担うものというイメージになるが、杉本委員のイメージもこのようなものか。

〔杉本委員〕

- ・幸せであればまちづくりはしなくても良いくらいなので、まちづくりが目的ではない。
- ・市民が幸せに暮らせるために、まちづくりをするというようなことだと思う。

〔井上委員〕

- ・住民の意思に基づいてやるということを「市民」という主語で伝えた方が良いのでは。

〔笠原委員〕

- ・用語の定義で「まちづくり」は「市民の快適な生活環境、安全で暮らしやすい」とし、基本理念の第1項でまちづくりの主体は市民とし、第2項で住民自治、第3項で団体自治という形に分けたはず。

〔中山座長〕

- ・そのときは細かい点までの議論はしていない。

- ・井上委員と杉本委員が感じているのは、まちづくりは住民自治で担われるものではないということだと思う。

〔杉本委員〕

- ・まちづくりとか自治は、人間の自然な発露としての「幸せに暮らしたい」という気持ちの素直な表れだということが、住民自治の基本ベースにあるべきだと思う。その気持ちを持って、それが基盤だということを訴えることができる文面であれば良い。
- ・自然に幸せを求めることが人間の生き方であるというようなことが、自治の基本原則、信条であることが表現できれば一番分かり易いのではないかと思う。「それならば、私も参加できる」という自治の参加意識を謳えるのではないか。
- ・理念なので、それくらい言っても良いと思う。
- ・目的はまちづくりではなく、水口委員が言うような、安心安全やより良い暮らしということだと思う。そのためにまちづくりをして、共に取り組むわけである。

〔高橋委員〕

- ・そうすると、主語は「市民」になり「共に取り組む」はそのままになる。「まちづくり」が主語になっていることがおかしいだけか。
- ・「市民」が主語になって、市民の権利と義務が明確になっていくことになる。

〔逢坂副座長〕

- ・前回までの提示にある基本理念は3つのことを述べていると思う。
- ・市民はまちづくりの主体であるとの考え方、住民自治を含めたまちづくりの考え方、市政は団体自治を意識して位置付けたと解釈している。
- ・そういう意味で言うと、前回までの提示の方がロジックとしては組み立てになっていると思う。ただ、これだけでは固い感じがするが、たたき台の内容にまで簡単にするのもどうかとも思う。

〔杉本委員〕

- ・ちょっと変なことを言うかもしれないが、基本理念の第1項で「市民はまちづくりの主体である」とあるが、第2章のタイトルが「自治の基本原則」なので「市民は自治の主体である」と置き換えることは可能なのか。
- ・「自治」と「まちづくり」は、ほとんどイコールという考え方になるのか。

〔中山座長〕

- ・「まちづくり」は「自治」を包括するというものではなかったか。

〔逢坂副座長〕

- ・用語の解説では「まちづくり」は「市政」を含めた大きな概念で捉えたはず。
- ・しかし、条例上では行政等との絡みが出てくるので、範囲を狭めた考え方の「市政」を定義した上で、「まちづくり」の定義から公共という言葉を外したはず。

〔杉本委員〕

- ・だから、「まちづくり」は「自治」とほぼイコールということではないのか。
- ・自治の基本原則という章でありながら、基本理念の条文が「自治は」ではなく「まちづくりは」となっていて、「自治」という言葉が出てこないのが、両者はイコールなのかという疑問を持った。

〔中山座長〕

- ・第2章が「自治の～」となっていることが良くないのか。

〔逢坂副座長〕

- ・そのこと自体が引っ掛かるという要素はある。

〔杉本委員〕

- ・だから、その用語が少しずれていると思う。
- ・条例名が「自治条例」なのか「まちづくり条例」なのかによって、ここが決まる。

〔逢坂副座長〕

- ・自治の基本的な考え方だけを制定する条例ではない。

〔中山座長〕

- ・ということは、ここに書かれている「自治」という言葉はすべて「まちづくり」に置き換わることになるのか。

〔逢坂副座長〕

- ・大体、一般的にそのように言う場合もある。学術的には違う要素もある。
- ・何となくイコールである。

〔笠原委員〕

- ・自治の基本原則という場合、その前の市民なのかを何なのかを明確にしていけないので、全体として市民自治を含めた形の活動をまちづくりと規定してしまっているの、このような表現になっている。
- ・他市の場合は、市民は等しく尊重される、市民は市民自治の担い手であるなどとして、市は国や道から自立しているという団体自治を謳っている。これをただ「自治」としてしまったので、規定が難しくなっている。
- ・憲法でも「地方自治の本旨」と書いてあるだけで中身は何も書かれていない。だから、章立ての名称も「市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則」というように、分かり易く書いた方が良い。でも、今までの論議から行くと、結果的にこうなってしまった。

〔杉本委員〕

- ・第2章の「自治の基本原則」を「まちづくりの基本原則」に換えれば良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・多少曖昧にはなるが、その方が市民受けするかもしれない。

〔中山座長〕

- ・条例名も、まちづくり条例が良いという意見は出ているが、まだ決まっていはいない。

〔杉本委員〕

- ・とりあえず、この部分が一致していないということを提起したまで。

〔井上委員〕

- ・目的の中で「自治の基本理念を示す」としているの「自治」は使った方が良い。そうすると自治とは何だろうという疑問が出てくる。

〔杉本委員〕

- ・「(仮称)まちづくり条例」となっているが、仮称ではない条例名を決めるまで迷うような気がする。

〔高橋委員〕

- ・「自治」という言葉はこの後も多く出てくる。用語を定義してしまう方法もあるのでは。

〔中山座長〕

- ・自治条例としてしまえば話は早いですが、まちづくり条例にした方が良いという話になっているので、それをどう活かしていくか。

〔事務局～企画課長〕

- ・以前、条例名称の話をした際、地方自治法には自治の本旨としか出てこない、その本旨とは団体自治と住民自治を指すものだということは確認している。そこを「まちづくり」という言葉に置き換えることもできなくはないと思う。
- ・過去に資料として配布した善通寺市自治基本条例の解説では、住民自治（まちづくり）、団体自治（市政）となっている。「市政」は行政と議会であり、「まちづくり」には住民がぶら下がっていて、これが合わさって「自治」になっているというものだった。
- ・その意味で、住民自治はまちづくり、団体自治は市政という整理をしたと考えている。

〔中山座長〕

- ・「市政」の定義は、「まちづくりのうち、議会及び市長等が担うもの」ということ…

〔逢坂副座長〕

- ・それは前の解釈に戻った。「市政」の定義には「まちづくり」を使わず「信託」を入れた。

〔中山座長〕

- ・そうすると、まちづくりは住民自治だけになるのか。

〔笠原委員〕

- ・住民自治によるまちづくり。自治は自主自立であり、自主自立した市民が積極的に関わる活動が結果的にまちづくりになる。同次元の話ではなく段階を踏んだもの。
- ・それをする場合は市民が自立していなければならない。
- ・第2項にある「個人の尊厳～市民一人ひとり」という部分が市民自治の基本だという確認だったと思う。

〔中山座長〕

- ・そうであれば、杉本委員が言っている「まちづくり＝自治」に近い。

〔杉本委員〕

- ・「まちづくり＝自治」になり得ない面がある。住民自治に関しては住民投票や署名、陳情、請願、議会に対する権利などが法律で定義付けられている。住民自治のチェック機能もある。それと、これからの希望のような「まちづくり」とは、まったくイコールにはならないのではないかとも思う。
- ・言葉が固いのかもしれないが、住民の権利などを正確に表すためにも、住民自治はきちんと謳うべきではないか。住民自治には、まちづくりもあり、リコールもできる、議会に対して陳情や請願もできる権利があることをどこかに表すべきと思う。議会基本条例などで触れられるならそこでも構わないが、住民の権利に関しては、行政や議会に対するチェック機能も持っていることを明示する必要がある。

〔中山座長〕

- ・「まちづくり」より「自治」の方が少し広いのか。それともオーバーラップしているのか。

〔杉本委員〕

- ・広いかどうか分からないが、「自治」という言葉の方が「まちづくり」以上にチェック機能を持っている。イメージだけではいけなく、実際に住民自治の方の法律で定められている権利として持っている機能なので。

〔中山座長〕

- ・市民が主体とは、何の主体なのか。

〔杉本委員〕

- ・チェック機能に関しても、自治の主体ではある。

〔笠原委員〕

- ・中央集権型から地方分権型に変わるときに、まちづくりの主体は市民であるという宣言をせざるを得なく、条例にも書かざるを得ないという流れ。
- ・今までの中央集権的なまちづくりを市民主体のまちづくりに変えていくためには、住民自治を確立させなければならない。まちづくりには、地域的な活動も含まれるが、暮らし易い地域社会を創るためには制度設計、市役所や議会を含めて作っていくという解釈。この条例にある「市政の運営」や「議会」に対しても決めていくということになる。
- ・ただ、一般市民が読んでも分かり難くても困るのは確かである。

〔中山座長〕

- ・皆の気持ちとしては「まちづくり条例」ということは確認しているので、それを活かすとしても、市民は「まちづくりの主体」ではなく「自治の主体」となるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・「まちづくり」を包括した「自治」になるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・拘るわけではないが、自分の案では「市民は市民自治の担い手であることを自覚して、自らが地域のことを考えて自らの手で治めること」というのが一般的な規定だと思う。
- ・ただ、それをまちづくりに絡めると複雑になってしまう。

〔中山座長〕

- ・第1項だが、市民が主体ですべてのものに関わって政策なども考えていくのであれば、市民は自治の主体であるという書きの方が良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・一番（範囲が）大きいのは何か

〔中山座長ほか〕

- ・自治ではないか。その中にまちづくりがある。

〔杉本委員〕

- ・自治の中にチェック機能があれば、まちづくりのように、これからの事業などがある。

〔高橋委員〕

- ・自治の中にまちづくりがあって、その中に住民と団体があるのか。

〔中山座長〕

- ・団体自治は市政に関わってくるもの。まちづくりとは別のものになる。
- ・条例名称にも関わるが、自治とまちづくり、市政などの関係は再整理する必要がある。

- ・第2章の「自治の基本原則」はこれで良いと思う。第4条第1項は「市民は自治の主体である」ということで良いか。

〔高橋委員〕

- ・まちづくりと自治の関係図を頭の中で決めなければ。自分の中では、まちづくりがすべてを包含しているイメージできていたので、自治の方が全部を包含するとなると厳しい。

〔杉本委員〕

- ・まちづくりを使うか、法律に書かれていることを最初にもってくるかだと思う。

〔中山座長〕

- ・一番分かり易いのは、自治とまちづくりを同じにしてしまうこと。

〔水口委員〕

- ・話が複雑になってきたが、まちづくりをするために住民自治があるという考え方ではないのか。

〔井上委員〕

- ・住民自治についてはそれで良いと思う。
- ・自治の中には住民自治と団体自治があって、両方とも大切である。

〔水口委員〕

- ・単純に言うと、良いまちをつくるために住民自治があるという考え方だと思う。
- ・自治の中に団体自治や住民自治があることは分かるが、話が複雑になってきた。

〔杉本委員〕

- ・共有できる幸せなまちづくりということが大スローガンとしてあって、その中に自治の方法論として団体自治と住民自治がある。そういうスタンスならそう言い切れば良い。

〔中山座長〕

- ・この条例では「まちづくり」という言葉は「快適な生活環境」や「安心安全」ということで定義している。そう定義したために混乱しているのだと思う。
- ・通常は、もう少し限定的に住民自治だけを示す等の書き方をするはず。そう考えると、ここでの「まちづくり」は、限りなく「自治」に等しい定義をしていることになる。

〔高橋委員〕

- ・ということは、一番大きなものは「まちづくり」で、それは「自治」とも言うということになるのか。

〔逢坂副座長〕

- ・まちづくりというのは大きな概念だと思う。具体的にどうやってまちをつくっていくのかという場合の手法として「自治」があるのではないか。その自治には、住民自治と団体自治の考え方がある。

〔高橋委員〕

- ・自分は、その認識で進んできた気がする。

〔中山座長〕

- ・今の高橋委員と副座長が言ったことが、この会議で考えたものに近く、一番大きな部分だと思う。
- ・だから、「まちづくり条例」としている。

- ・条文の話に戻るが、第4条第1項で市民は何の主体なのかというと、漠然とした「まちづくり」というより「自治」の主体であると、権利や責任を明確にする書きの方が良いと思うがどうか。

〔井上委員〕

- ・先ほど言っていたような大きな概念ならば「まちづくり」になるのではないか。
- ・「まちづくり」が「住民自治」と同じくらいの狭い意味だと「自治」だが、「まちづくり」がもっと大きな包括するものなら、まちづくりの主体は市民になるのではないか。

〔中山座長〕

- ・「自治」を推したい理由は、自治の基本原則などが大きく変わってくると思うから。
- ・例えば、第2章の名称が「自治の基本原則」ならば、市民は「自治」の主体になるのではないか。

〔高橋委員〕

- ・それなら、章の名称を「まちづくりの基本原則」にした方が良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・それで第4条を自治とし、自治は市民が主体的に進めるとする。ただ、そうなると市政の部分も絡んでくるので、市民が主体だけとなると住民自治のことに限定されて範囲が狭くなるので今ひとつか。

〔事務局～企画課長〕

- ・太田市では「太田市まちづくり基本条例」として、基本原則に関する章の名称は「まちづくりの基本原則」という使い方をして、条例名と基本原則を一致させている。
- ・ただ、まちづくりの基本原則の中では、住民自治と団体自治それぞれについての記述がされているところもあり、多治見市の場合は「まちづくり」を「よりよい地域社会の形成」として定義している。
- ・北見市の場合はどういう形で「まちづくり」を定義するのかというと、安全安心ということなので、それを築いていくための活動として捉え「自治」を使わずすべて「まちづくり」に統一するやり方も考えられる。

〔井上委員〕

- ・そうすると、第1条の目的も「まちづくりの基本理念～」に換えるということか。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば、太田市の場合は「豊かでやさしいまちづくりの実現を図ることを目的とする」というように「まちづくり」という言葉で統一させているようだ。

〔中山座長〕

- ・とうことは、やはり統一する必要がある。

〔笠原委員〕

- ・目的はこのままで矛盾しないと思う。「基本理念と基本原則を定めることにより」という手段である。

〔中山座長〕

- ・そうではなく、目的の中の「自治の基本理念～」は第2章に関わってくるので、「まちづくりの～」としなければ整合性が取れないのでは。

〔笠原委員〕

- ・そうすると、後段の「まちづくりの実現を目指し～」と重複して区分できなくなる。

〔高橋委員〕

- ・「自治」を使って「まちづくり」を進めるのだから、目的の部分は問題がないということ。

〔中山座長〕

- ・目的で「自治の基本原則」と書いておいて、第2章で「まちづくりの基本原則」と書くのはおかしい。

〔井上委員〕

- ・まちづくりを包括したものだとしたら、余計におかしいのではないか。

〔中山座長〕

- ・「まちづくり」を活かすなら、目的の文言も換えなければならない。
- ・確認するが、「自治」を包括するものとして「まちづくり」があるという定義は良いか。それを踏まえた上で、どうするのかという話になるが、「自治」を全部「まちづくり」に換えた方が良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・順番としては、第1条の「まちづくりの実現を目指し」がもう少し前に出てくると見え易くなるのかと思うが、そうすると文章が2つに分かれかねない。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・第1条（目的）の中の「まちづくりの実現を目指す」と最終的に「まちづくり」は矛盾するとのことだったが、「まちづくりの実現」とは、第2条定義の（3）のように「～地域社会を創る」までのことで、その活動の総体を「まちづくり」と定義していて、目的はあくまでも「地域社会を創る」までだと思う。
- ・「地域社会の実現を目指し」として「まちづくり」を入れなければ、仮に「まちづくりの基本原則」などと表すことによる、目的の整理は可能だと思う。

〔中山座長〕

- ・こちらが気にしていた点はそこなので、そう言うなら問題ないかと思う。
- ・条例名は「まちづくり条例」にしようとしているので、できる限り「自治」という言葉は「まちづくり」に換えていきたい。そこで矛盾するようなことが起これば、その時に協議していきたい。

〔逢坂副座長〕

- ・「自治」を「まちづくり」に置き換えること自体は、ひとつの方法として良いかと思うが、住民自治と団体自治について相当時間を費やして議論した経緯もあるので、その部分もせめて逐条解説で整理する必要があると思う。
- ・条文の中で自治が云々と言っても市民は混乱するので、条文は簡単なものにして、自治の基本概念などは逐条解説の中で丁寧に説明した方が良い。

〔中山座長〕

- ・例えば、第4条第1項を「市民は、まちづくりの主体である」だとして、第2～3項に住民自治と団体自治に対応するものを書くとする。その解説で、自治と住民自治と団体自治の関係を詳しく説明していくということだと思うがどうか。

- ・そうすると、本文中では「まちづくり」という言葉が使われて、やさしい感じになって分かり易くなるのではないか。
- ・それで良ければ、第4条第1項は前回までの提示と同じ形になる。第2項は住民自治を示すものなので「まちづくりは～」とはならない。どのようにしたら良いか。

〔杉本委員〕

- ・住民自治という言葉に拘っているわけではないので、分かり易く説明できるものがあれば良い。
- ・ただ、法の精神のようなものは、原則的に盛り込んでいかなければならないと思う。

〔中山座長〕

- ・副座長が言ったように、解説の中で「住民自治」と「団体自治」という言葉を出していく方法もある。そうすると、第2～3項はそれにあたるという書き方で良いと思う。
- ・ただ、今の案の第2項は「まちづくりは」で始まっていて、住民自治を表すものでなくなるので、このままでは使えない。「まちづくり」を消せば良いだけだろうか。
- ・第1項が「市民は」で始まっているので、第2項も同じにはできない。第1項を「まちづくりの主体は市民である」としてはどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・用語の定義で「まちづくり」とは地域社会を創るための活動の総体としているので、地域社会を創るための方法として、第2項のようなことがあるという解釈はできないか。

〔杉本委員〕

- ・守るべき主語がなければ市民ではなくなるので、第2項には市民という言葉は入れなければならない。誰が守るのか、まちづくりが守るわけではない。守るのは市民。

〔中山座長〕

- ・であれば、先述のように第1項を「まちづくりの主体は市民である」として、第2項を「市民は」で始めるようにしてはどうか。
- ・団体自治に対応する（表す）主語は何だろうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・その後ろにある「議会及び市長その他の執行機関」になるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・そこは「市」として、市民と市で良いのでは。

〔笠原委員〕

- ・「市」という定義はしていないが、「市政」の定義を「市」に置き換えれば違和感がない。

〔中山座長〕

- ・そうすると、後々になって矛盾が生じることが考えられなかったか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・「市」という形で定義してしまうと、条文の中で「本市は～」などと出てきた場合の「本市」という使い方などに影響がでてくるので、「市」ではなく「市長等」や「市政」として定義した経過がある。

〔杉本委員〕

- ・ということは、第3項の滑り出しは「議会及び市長等は」になる。

〔中山座長〕

- ・第2項は「市民」が、第3項は「議会及び市長等」を主語にすると整合性が取れる。
- ・条文の内容は前回までの提示と変わらず、主語をどうするかが決まったので、あとは主語に合わせた文章表現に換えるが、その作業はこちらに任せてもらいたい。
- ・そして、逐条解説の中で自治と住民自治、団体自治について明記することとする。
- ・第4条の基本理念については、これで良いか。

〔笠原委員〕

- ・条文が原案から換わっていった経過が分かるように、事務局の方で整理してもらわなければ、また話が戻ってしまうことになる気がする。

〔中山座長〕

- ・今回までの分について、この原案から換わった部分と追加された部分をまとめておいてもらいたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・これが終われば、条文としてどのように修正されたかという整理はしておく。その際、一定程度のコメントを付して残しておきたい。

第5条（情報共有の原則）

〔中山座長〕

- ・次に、第5条の情報共有の原則について話をしていく。
- ・この辺からは具体的な話をしていないので、事務局作成のたたき台の条文しかない。
- ・何か付け加えるキーワードなどないか。

〔笠原委員〕

- ・情報共有の原則となっはいるが、議会及び市長等が市民に対して積極的に情報を公開し、そして市民と共有するという順番でなければならない。たたき台では、市民と議会及び市長等が並列になっているが、力関係から見てもあり得ないこと。
- ・基本は行政の情報公開だと思う。

〔杉本委員〕

- ・例えば「情報を共有し、その方法を定める」など、実行に移せるものが欲しい。

〔高橋委員〕

- ・ここに市民は要らないのではないか。

〔杉本委員〕

- ・市民の場合もある。例えば、通報義務など。
- ・「～共有するものとする」だけでは実行段階に加速度が付かないので、「その方法を定める」など、具体的なものが見えるような形にしておきたい。

〔高橋委員〕

- ・議会や市長等には責任が付いてくるが、市民は法で決められたこと以外は黙ってしようと公開しなかつと、貰ったものを捨てようと自由である。

〔杉本委員〕

- ・逆に言うと、基本理念の第2項に市民はそういった義務を課している。

〔高橋委員〕

- ・それはキツイのではないか。

〔笠原委員〕

- ・要するに、議会や市長等が持っている情報を公開して、住民はそれを判断材料にするというのが本旨だと思う。

〔中山座長〕

- ・確認する。市民というのは必要なのだろうか。

〔高橋・笠原委員〕

- ・一緒くたになる話ではないと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・情報を共有するということだから、市民も含めて互いに共有するということではないか。

〔杉本委員〕

- ・主語が市民と議会及び市長等なので、その人たちが共有するために情報公開するものである。もし、市民をカットすると、市と議会との間だけで共有することになる。

〔事務局～企画課長〕

- ・理念や原則は、この後の具体的条文に関わってくる基本的な考えであり、この原則については第6章（情報の共有）に具体的に表れてくるので、そちらも併せて見ながら議論してもらいたい。

〔中山座長〕

- ・そういうことであれば、原則を決めるために第6章も一緒に検討してはどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・情報共有の原則と第6章を議論することはやぶさかでないが、それに関連して、第3章の市民の権利との絡みも見ながら検討していく必要があるのではないか。
- ・情報共有の原点は、市民には情報を知る権利があるという点から発生しているので、この辺も見ながら議論してもらえれば良い。

〔高橋委員〕

- ・市民の権利を眺めながら、第6章を検討していったらどうか。

〔井上委員〕

- ・はじめに、第3章で市民というものを位置付けて、だから情報はこうあるべきだというように見ていった方がスムーズではないか。

〔高橋委員〕

- ・第3章の市民について、情報に関わるものは、知る権利と保護される権利が謳われているので問題ないと思う。

〔井上委員〕

- ・情報共有の原則を考えるなら、市民はどういう立場で、どんな参加ができるのか、そのことを具体的な行動とする場合、情報の共有は何なのかといった流れで検討していった方が分かり易いのではないか。

〔中山座長〕

- ・その方がスムーズに進む気がする。異論がなければ、第3章から検討していく。

第9条（市民の権利）

〔杉本委員〕

- ・市民の権利の部分で、先にも言ったが、議会に対する直接請求の部分を入れなければならないのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・住民投票のことか。

〔杉本委員〕

- ・そうではなく、リコールや陳情、請願といった類のもの。

〔笠原委員〕

- ・それは法律で決まっていることではないか。

〔杉本委員〕

- ・法律で決まっていることだが、情報を知る権利など同等に扱うべきものではないか。

〔笠原委員〕

- ・基本は、まちづくりに関してのことであり、リコールなどは別な条例で決まっていることであり、直接このまちづくりとは関係してこないと思う。

〔杉本委員〕

- ・関係あると思う。それが議会などをチェックする機能になるのだから。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・条例は、法律を担保するために制定するものではない。
- ・まちづくり条例を自治の基本にしたいという思いから、すべての条例のスタートラインとなる条例を作っていることは理解願いたい。
- ・市民が持っている法令上の各種権利は、法律が担保するものであり、条例が担保するものではないということを整理したいということがある。
- ・その場合、この条例の中では第5章「市長等」第24条で法令を遵守すること、その上で権利を救済すること（第28条）の考え方を法令の補足として規定している。

〔杉本委員〕

- ・了解した。

〔中山座長〕

- ・第9条第1項から順に見ていくが、何か気が付いた点があれば発言してもらいたい。

〔水口委員〕

- ・全体を通してのことだが、第4項に「等しくサービスを受ける権利」とあるので、網羅されているのかもしれないが、情報を知る権利について、情報弱者への対応がこの条文で網羅されるのかという点が気になっている。高齢者などは、特に情報を得る手段が少ない。
- ・それと、第3項では市政に関する評価が書かれているが、評価の後に検証・追跡を加える必要があると思っている。

〔中山座長〕

- ・1点目の情報弱者に対する権利をどう保障するのかという点について、単純に考えると「情報を知る権利を保障する」となってしまうのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・市民側の権利として表記するのか、行政側が市民に情報を与えるものとして規定するのか2通りあると思う。
- ・第30条で、行政は市政に関する情報を分かり易く提供、公表するということを謳っている。それを市民側の条文にも規定するのかということだと思う。

〔水口委員〕

- ・第30条は読んでいたが、これだけで良いのかと感じている。
- ・現状を見ると情報は平等でない。行政に要求するとホームページで開示していると言うが、インターネットを見ない(見られない)人たちはたくさんいる。

〔杉本委員〕

- ・ここ(第9条第2項)の情報を知る権利は、市政に関する情報を知る権利だと思う。単に情報というと範囲が広すぎるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・第9条第2項で「議会及び市長等は」と限定されているので問題ない。
- ・水口委員が心配している点(評価の後の検証)については、第3条の最高法規性の中の「運用」が、実効性ある運用をしてもらえる担保としているつもり。

〔中山座長〕

- ・第9条第3項の(2)は、市政に関する立案、実施、評価までだが、その先の「追跡、検証」といったことは必要ないかとの意見があったが。

〔水口委員〕

- ・この言葉が適切かどうかは分からないが、これまでの行政は評価までで終わっていることが多く、次の段階が見えない。

〔井上委員〕

- ・それは、市民の意見表明権や提案ができるといったことを権利の条項に入れるとクリアできるのではないか。それらを加えると、評価した後の追跡も含まれると思う。
- ・市民の権利は、あまり限定せずに大きな括りで考えても良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・それは(1)に含んでも良いのか、それとも別項目にした方が良いか。

〔井上委員〕

- ・「主体的」という言葉は抽象的なので、それは第3項の中に「自らの意思で主体的に～」として盛り込み、(1)(2)で主体的な意味を具体的に表していけば分かり易くなるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・ここでいう評価とは行政評価のことで、既に形としてあるもの。そのあり方についてどうするかということで、その制度がこの条例に基づいて解釈され運用されているかということだと思う。

〔中山座長〕

- ・第9条第3項について、井上委員の意見を反映させると、「市民は、自らの意思で主体的に活動を～」となり、(1)では「意見表明や提案又は参加する権利」となるのか。

〔笠原委員〕

- ・ここで言っている「自立した活動」は、まちづくりや市政に関係がない個人的な活動であると確認した気がする。それはそれでやって、さらに、この条例で定義している市政やまちづくりに参画する権利があるということではなかったか。
- ・基本的に、主体的活動といった場合、まちづくりに主体的に関わるというような積極性が出てくるので、それとは別なプライベートな部分を指すものなので、敢えて「～ほか、」という表現になったのではないか。
- ・「まちづくり」と「市政」に分けて書いているのも、定義を意識した書き方だと思う。

〔中山座長〕

- ・(1)の「まちづくりを主体的に」は、前の方で掲げられているので不要だと思う。だから、形を変えるという意見には賛成だが、この条では「主体的」という言葉自体を除外しても良いのでは。
- ・まとめると、第3項はそのまま、(1)は「意見表明、提案又は参加する権利」とし、(2)は「市政に関する立案、実施、評価、改善、検証の～」でどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・行政評価自体は、言われている4つのサイクルが回っているということ。実際の仕組みとしてはそうなっているが、市民側から見ると、評価まではしているが改善の姿が見えないということだと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・評価する、フォローアップすることは行政単独ではやっている。しかし、市民の目がどこまで反映するような仕組みになっているのかという点が大事なところだと思う。
- ・市民は評価に対して参画する、行政はそれを受け入れ、結果は必ず公表するという仕組みを項目として入れた方が良いと思う。入れる場合には、「参画・共働」という章を設けて、そこで具体的に書けば良いと思う。
- ・参考までに、自分が配布した資料の2ページを見てもらいたい。たたき台では「市民参加」という項目だったが、自分の資料では「参画・共働」という項目をつくり、具体的な説明と参画の保障、参画の形態、計画策定等への参画、事業実施における参画、評価への参画、参画への支援といった項目を整理した。敢えて「参画」という言葉を使った。そして、「参画」と同じような位置付けで、「共働」もここで謳ってはどうか。
- ・これに拘るわけではない。資料説明ということで聞いてもらいたい。

〔中山座長〕

- ・評価までは「参加」で、改善・検証は「情報公開」の項目が良いということになるのか。

〔水口委員〕

- ・これまで見てきて感じることは、行政は評価だけで終わっており、市民に見えるものがない。評価後の検証がどうだったかということが分かるようにしてもらいたい。

〔中山座長〕

- ・では、「改善、検証」を加えれば良いか。

〔水口委員〕

- ・それで良いのかもしれないが、もう一歩突っ込んだ表現が欲しいというのが本音。

〔事務局～企画課長〕

- ・評価に対して、市民の権利として何かを謳うこととするのか、たたき台の第20条で行政評価に関して適切に評価結果を反映していくと規定しているが、これを改善に結びつく形で謳うようにするのか。

〔水口委員〕

- ・この内容では今までと同じで甘い。

〔中山座長〕

- ・第9条第3項(2)には、立案・実施・評価までしか書いていないから引っ掛かるのであって、ここを「市政に関するそれぞれの過程に参加する権利」としておき、後の方で具体的に書き込むという方法もあるが。

〔水口委員〕

- ・どのような書き方でも構わないが、第20条の内容は従来どおりのことなので、もう少し突っ込んだことを書くべきだと思う。

〔笠原委員〕

- ・行政評価のコミュニケーションシートはホームページで公開されているが、階層が深くて普通の人には探すのが難しいと思う。事前評価後の事業評価もやってはいるが、すぐにこのような形になれば良いが、情報公開としてももう少し透明性をもって公開し、札幌市のように予算編成に向けた方針や骨格なども公表して市民の判断材料とすることが必要。
- ・これら情報をホームページ以外の手段でも公開することも説明責任として必要だが、逆に経費が嵩むことに対して市民の了解を得る必要もある。
- ・情報を全市民的に伝える手段も整えることが課題であり、条文をどんな文言で書いたとしても現実的な問題が残る。

〔中山座長〕

- ・そうすると、ここは先述のように網羅的に書いて、後段の各論において改善等を含めてしっかりと書き込んでいけば良いのではないかな。
- ・次に、第4項はどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・一般的な原理をここに入れる必要があるのだろうか。参画や意見表明といった大事な部分だけで良いのではないかな。第4項の「サービス」という言葉は軽いのでは。

〔井上委員〕

- ・第3項まででは駄目なのか。

〔中山座長〕

- ・第5項はどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・第5項は大事な要素だが、参加の章で書けば良い。ここに書くのは第3項までだろう。

〔高橋委員〕

- ・第4項は、先に水口委員が言っていた情報弱者の話のようなことではないかな。情報に限らず弱者はいるが、これはむしろ行政側の努力目標が設定されるところだと思う。その場合、「サービス」ではなく何か良い言葉はないかな。

〔逢坂副座長〕

- ・これは削除した方が良い気がする。

〔高橋委員〕

- ・他で出てくるなら削除しても構わないが。
- ・現実に、年金問題のように申請主義だから出さない方が悪いという問題も生じている。それで精神的に進むのなら、予め、弱者をリストアップして対応するようなことをしてもらいたい。

〔井上委員〕

- ・第9条第1項の「すべて等しく～幸福を追求し」で、弱者等のことも含めていると読み取れるのではないか。

〔中山座長〕

- ・その規定と、第4項や第5項が並列で書かれていることに違和感がある。

〔井上委員〕

- ・それなら、第3項までを大事にして弱者などへのことを書いたら良いのでは。

〔高橋委員〕

- ・対馬市の資料にも出ていたが、補完性の原理という点では、そこがかなり重要なところである。

〔逢坂副座長〕

- ・大事なのは分かるが、「弱者、デバイト」などの言葉は使いたくない。例えば「行政は市民に分かり易い情報をしなければならない」など市民が納得できる言葉を探したい。

〔中山座長〕

- ・ところで、「サービス」というのは一体何なのか。情報公開のことか。

〔逢坂副座長〕

- ・そんなものだけではない。

〔高橋委員〕

- ・申請主義だと言っているようなものを精査すべきだと思っている。

〔笠原委員〕

- ・一般的に市民サービスと言われているものには、住民票の交付を受けられる場所や数、時間が挙げられる。北見市の場合は、高齢者が多く寒冷地の割には少ない気もする。
- ・市民が必要だと思ったときに、時間や距離感などの問題は出てくることはあり得る。

〔高橋委員〕

- ・笠原委員提出の資料にあるように、具体的な案などが用意されていればアウトプットになり得るが、なければそこに結びつくのかということが、行政任せになってしまう。

〔中山座長〕

- ・第4項と第5項は削除するという意見は受け入れられなかったのか。

〔笠原委員〕

- ・第4項は残しておいて良いと思う。
- ・第5項は意味が違うと思う。行政サービスを受けるかどうかは関係なく、まちづくりに参加するかしないかによってだと思う。

〔井上委員〕

- ・この会議だけで受け取り方がバラバラなものは、なるべく控えた方が良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・第5項は参画の要素だと思う。参加の章で、「参画しないことで不利益を被るということはないよう行政は配慮する」という項目を設ければ良い。

〔笠原委員〕

- ・行政というより、市民同士を含めお互いということ。

〔中山座長〕

- ・参加は原則にも関わる。次回以降の参加についての検討の中で意見をもらいたい。

～ 検討内容のまとめ～

第3条（条例の位置付け）

基本的には前回までの提示を使う。

第4条（基本理念）

前回までの提示をベースにする。

第1項 まちづくりの主体は市民である。

第2項 主語「まちづくりは」を「市民は」にする

第3項 主語「市政は」を「議会及び市長等は」にする

その上で、それぞれ住民自治と団体自治について記述するような文章にする。

第9条（市民の権利）

第1項から第3項第1号まではたたき台の内容で

第3項第1号 「意見表明、提案又は参加する権利」に修正

第2号 「市政に関するそれぞれの過程に参加する権利」に修正

第4項 条文は残す方向で。ただし、「サービス」に換わる表現を考える。

第5項 市民参加に関する章で謳うこととする（ここからは削除）

「共働」の解説に関する専門部会からの報告

〔中山座長〕

- ・「共働」に関して、しばしば尋ねられる質問（FAQ）を考えてみた。
- ・「共働」とは、どういう意味ですか。「協働」とは何は違うのですか。「協働」から「共働」になぜ変えるのですか。「協働」から「共働」になるとどんな効果があるのですか。以上の4つは最低でも出てくると思う。
- ・これら質問のうち、までの検討は終えた。その他、考えられる質問等があれば事務局を通じて出してもらいたい。
- ・検討した結果は、次回の会議で報告する。

次回の会議について

〔事務局～企画課長〕

- ・次回は2月27日に開催する。改めて案内を送付する。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。